



📖 配当に係る負債利子控除

法人税法上、持株割合25%以上の関係法人の株式に係る配当については「負債利子控除後の全額」、それ以外の株式に係る配当については「負債利子控除後の50%」が益金不算入されるのが原則だが、グループ法人税制では、完全支配関係にある子法人の株式（完全子法人株式）に係る配当については負債利子控除は不要とし、その全額が益金不算入となる。また、連結納税制度においても同様に、連結グループ内の受取配当は全額益金不算入とされている。

📖 インサイダー取引規制に係る重要事実

上場会社等の業務等に関する重要事実（金融商品取引法166条）は、①決定事実、②発生事実、③決算情報、④バスケット条項に大別される。①は業務執行決定機関による募集株式の発行、資本減少、合併・分割、事業譲渡等の決定、②は業務遂行の過程で生じた損害、主要株主の異動等で、一部軽微基準がある。③は売上高・経常利益・純利益など業績上の予想値・決算値に係るもので重要基準がある。④はこれら以外で投資者の投資判断に著しい影響を与えるものとなる。

📖 雇用促進税制

平成23年度税制改正により創設されたもので、中小企業であれば、従業員を10%以上かつ2人以上増加させた場合、1人当たり20万円の税額控除を認めるというもの（法人税額の20%が限度）。大企業の場合は、10%以上かつ5人以上増加させた場合に対象となる。平成23年4月1日～平成26年3月31日の時限措置となっている。たとえば、前年度の従業員数が6名の中小企業が今年度に2人増やして8人となった場合は、合計で40万円の税額控除が可能となる。

11

ページ

16

ページ

18

ページ

From
編集室

◆関東甲信では平年比12日、昨年比8日早く梅雨が明けた。東北の梅雨は20日間で観測史上2番目の短さという。代わって訪れた猛暑、国政の状況もさることながら、収束しない福島第一原発を巡っては新たな心配が報じられるとともに、各地原発の運転再開で新たな問題が生じた。節電の影響も加わり、暑すぎる夏が早々に到来している。◆震災の影響も懸念された本年6月総会について、株主提案の動向を中心とし、特徴的な事例をまとめている。好評シリーズ・税務マエストロ、最新判決研究とともに参考とされたい。◆今号刊行の週末には二十四節季でいう大暑。読者諸氏におかれてはくれぐれもご自愛ください。（B）

週刊T&Amaster 第411号

2011年7月18日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp